

令和4年4月7日

保護者各位 様

那覇市教育委員会

教育長 山城 良嗣

(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合
の対応について（通知）

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、依然として高い状況が続いていることから、引き続き感染拡大防止対策が必要となります。

児童生徒等の感染拡大を防ぎ、学びの保障を継続していくために、保護者の皆様におかれましては、下記の通り、引き続きご家庭での感染症対策を徹底していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【感染者との接触があった場合】 ※ハイリスク行動は控える（最終接触の翌日から7日間）

○ハイリスク行動とは

- ※ 1 高齢者や基礎疾患有するなど感染した場合に重症化のリスクが高い方との接触
- ※ 2 上記※1の方が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関（受診目的は除く）の訪問
- ※ 3 不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントの参加

1. 同居家族に感染者が発生した者（家庭内で感染者と接触）の対応について

→ 保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。

※原則として、同居家族は保健所より、濃厚接触者と特定される。

（1）有症状

- ① 登校・出勤の自粛、医療機関を受診・検査（県コールセンター：866-2129、発熱外来）

（2）無症状

- ① 濃厚接触者（行政検査・接触者PCR検査センター等受検）

・原則、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検査日）又は当該感染者の発症等により、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間は出席停止（在宅勤務等）。8日目より解除。

・必要に応じて、最終接触から4・5日目の抗原検査キットで2日間とも陰性。

5日目から登校可能。※抗原検査キットは、薬事承認（医療用）を使用する。

※児童生徒の抗原検査キットは家庭で準備（別紙4を活用）。

- ② その他の接触者（接触者PCR検査センター等受検）

・検査結果判明後、登校・出勤可能。

2. 学校(学級、部活、学校外での友人)等で同居家族以外の感染者と接触した者の対応について

→ 保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を行わない。

(1) 有症状(学校・保育 PCR 検査の受検を行わない)

① 登校・出勤の自粛、医療機関を受診・検査(県コールセンター:866-2129、発熱外来)

(2) 無症状(学校・保育 PCR 検査を行う)

① 感染リスクの高い場面での接触がある。

(感染症対策を行わず飲食、マスクなしでの会話・合唱、屋内・マスクなしで接触度の高い体育・部活動等)

→ 一定期間の出席停止

(学校・保育 PCR 検査の結果判明、又は最終接触の翌日から 5 日経過まで)

② 感染のリスクの高い場所での接触がない。

・学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合

→ 一定期間の学級閉鎖、出席停止

(学校・保育 PCR 検査の結果判明、又は最終接触の翌日から 5 日経過まで)

・学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合

→ 登校可能(登校しながら学校・保育 PCR 検査を受検する)

【感染の広がりについて】

① 同一学級、部活動等に複数の感染者が判明

② 感染者は 1 名でも同一学級や部活等に未受診の有症状者が複数いる場合

③ その他、設置者(教育委員会)が判断した場合

※上記の対応は、令和4年4月7日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により隨時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

<本件のお問い合わせ>

那覇市教育委員会 学校教育課

TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522

(別紙)

(令和4年4月7日時点)

令和4年度新学期開始に伴う新型コロナウイルス感染症対策 ご家庭での対応について

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（通知）」をご確認いただき、以下の対応について、ご家庭でのご協力をお願いします。

1. ご家庭においても不要不急の外出の自粛
2. 同居家族への健康観察の徹底
3. 同居家族が濃厚接触者となった場合、PCR検査の結果待ちである場合は登校を控える
4. 不織布マスク着用の奨励

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】 ※県立学校に準じた対応

以下の対応は、「発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例がある」ことから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置となります。

- (1) 発熱等の風邪症状で学校を休むまたは早退した場合、かかりつけ医や医療機関を受診して下さい。
 - (2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従って下さい。
 - (3) 受診できなった場合の対応について
 - ・原則として医療機関の受診を行いますが、受診できなかった理由などを学校へ連絡して下さい。
 - ・再登校に際しては、「解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること」を厳守して下さい。
- ※上記(1)～(3)の期間は、「出席停止」となります。

※上記の対応は、令和4年4月7日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により隨時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

<本件のお問い合わせ>
那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522